

## 9 関係法令等

(1) 農業機械化促進法（昭和二十八年八月二十七日法律第二百五十二号）

最終改正：平成二十六年六月一三日法律第六九号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「農機具」とは、耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家きんの飼養管理、収穫、調製加工その他農作業（これに附随する作業を含む。以下同じ。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

2 この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。

4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによって農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

5 この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

#### （農業機械化を促進する義務）

第三条 国又は都道府県は、この法律で定めるものの外、農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

2 国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たっては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配慮しなければならない。

#### （融資）

第四条 国は、農業を営む者が農機具を導入し又は農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

#### （国の援助）

第五条 国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

### 第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入

（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）

第五条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項
  - 二 高性能農業機械実用化促進事業（研究機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。）の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項
  - 三 特定高性能農業機械（高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項
  - 四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議し、かつ、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県の導入計画）

第五条の三 都道府県知事は、特定高性能農業機械につき、その種類ごとに、基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を定めることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高性能農業機械の導入に関する目標
  - 二 計画の期間
  - 三 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項
  - 四 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項
  - 五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項
  - 六 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項
- 3 導入計画の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、導入計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（導入計画と国の援助等）

第五条の四 国は、特定高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行うに当たっては、導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

(実用化促進計画の認定)

第五条の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者(基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画(以下「実用化促進計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切なものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って高性能農業機械実用化促進事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

### 第三章 農機具の検査

(検査)

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という。)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という。)とする。

3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(型式検査)

第七条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

- 2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者（本邦内に住所又は居所（法人にあっては、営業所。以下同じ。）を有しない者を含む。以下「依頼者」という。）が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易（以下「性能等」という。）について行うものとする。
- 3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定める。
- 4 農林水産大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

（依頼の手続）

第八条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

- 2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

（検査成績）

第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあっては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により合格に係る農機具の型式についての報告を受けたときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内（本邦内に住所又は居所を有しない者にあっては、六十日以内）に、農林水産大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

（検査合格証票の添附）

第九条 依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農機具の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農機具に型式検査に合格したことを示す証票（以下「検査合格証票」という。）を附することができる。この場合には、当該農機具に、農林水産大臣の定める方法により、当該型式の農機具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 検査合格証票の様式は、農林水産大臣が定めて公示する。

第十条 農林水産大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の農機具について、変更後の基準に基づいて型式検査を行なうとすればこれに合格する見込みがなく、かつ、これを放置すれば農業機械化の促進に支障を与えると認めるときは、当該型式の農機具について、前条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者に対し、当該証票を附することができる期間を限定することができる。

- 2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内

でなければ、当該型式の農機具につき、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者は、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、研究機構に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

- 2 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割（当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合には、当該相続人、当該合併によって設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。
- 3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。
- 4 研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(事後検査)

第十一条 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、検査合格証票を附した農機具につき、随時、事後検査を行なうことができる。

- 2 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、その職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）をして第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者（第四項に規定する者を除く。）の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具若しくはその部品を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出させることができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。
- 3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを関係人に呈示しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者で本邦内に住所又は居所を有しないものに対し、その事業場、店舗若しくは倉庫において当該農機具若しくはその部品についての検査を受け、若しくは関係者が質問に応じ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出することを請求することができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

- 5 前項の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける者の負担とする。

（合格の取消）

第十二条 農林水産大臣は、事後検査の結果、前条第一項の農機具の性能等が第七条第三項の基準に適合していないと認めるときは、当該農機具の型式についての型式検査の合格の決定を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしたときは、これを公示するとともに当該農機具の型式につき第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者にその旨を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農機具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

（検査合格証票等の表示に関する制限）

第十二条の二 何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることができる場合を除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

- 2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

（審査請求の処理）

第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から六十日以内に裁決をし、これを審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（意見聴取）

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。
- 四 前条第一項の規定により審査請求に対する裁決をするとき。

（報告の徴収）

第十四条の二 農林水産大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定め、又は同条第三項の規定により型式検査の実施方法若しくは基準を定め若しくは変更するため必要があるときは、農機具の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その製造、輸入又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に関し必要な報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条の三 この章に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第十五条 この章に規定するもののほか、型式検査の手續その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 [略]

第五章 [略]

附 則 [略]

## (2) 農業機械化促進法施行令

(昭和四十年六月二十一日政令第二百九号)

最終改正：平成二七年十一月二六日政令第三九二号

内閣は、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(農業機械化適応農業資材)

第一条 農業機械化促進法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める農業資材は、肥料（化学肥料を除く。）、農薬、種苗及び飼料とする。

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第二条 法第五条の二第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の五年間につき、その期間における農業経営の動向に即して定めるものとする。

(特定高性能農業機械の種類)

第三条 法第五条の二第二項第三号の政令で定める農業機械は、次に掲げるものとする。

- 一 車輪式の乗用型トラクターであつて、その原動機の連続定格出力が二十五馬力以上のもの
- 二 乗用型田植機
- 三 水田用の乗用型多目的作業機
- 四 トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分三十リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分二十リットル以上のスピードスプレーヤー
- 五 コンバインであつて、その刃幅が〇・八メートル以上のもの
- 六 畑作物用の収穫機（コンバイン及び次号に掲げるものを除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が一メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター
- 七 いも類用の乗用型収穫機
- 八 野菜接ぎ木ロボット
- 九 野菜用の乗用型全自動移植機
- 十 野菜用の乗用型多目的作業機
- 十一 キャベツ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十二 だいこん用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十三 にんじん用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十四 ねぎ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十五 はくさい用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十六 ほうれんそう用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十七 飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であつて、稲、とうもろこし及び牧草を収穫することができるもの

(本邦内に住所又は居所を有しない者の事業場等における検査に要する費用の負担)

第四条 法第十一条第五項の政令で定める費用は、同条第四項の検査のため職員が当該検査に係る事業場、店舗又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張をする職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定す



る行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（行政不服審査法施行令 の準用）

第五条 法第十三条第二項 の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条 の規定を準用する。この場合において、同条 中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二六日政令第三八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日政令第八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一二月一九日政令第三三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一七〇号）

この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月二一日政令第三一七号） 抄

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月一六日政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年七月二八日政令第二五八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、農業機械化促進法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十九号）の施行の日（平成五年八月二日）から施行する。

附 則（平成六年七月二〇日政令第二四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月二七日政令第二五一号）

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

附 則（平成七年七月二八日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月一日政令第二七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月二八日政令第二一七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年八月八日政令第二六六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一日政令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年五月二日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年十一月二六日政令第三九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(3) 補助事業等により導入する農業機械に係る審査の適正化等について

60 農蚕第 1947 号  
昭和 60 年 4 月 5 日付け  
〔最終改正 18 生産第 2103 号  
平成 18 年 12 月 18 日付け〕

地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事 } 殿

構造改善局長  
農蚕園芸局長  
畜産局長  
食品流通局長  
林野庁長官

補助事業等により導入する農業機械に係る審査の適正化等について

各種の補助事業により農業機械を導入するに当たっては、従来から導入しようとする農業機械の利用計画等がそれぞれ事業の導入目的、利用条件等に合致したものとなるよう審査の適正化等の指導を行ってきたところであるが、昭和 59 年 6 月 30 日付け行官甲第 127 号をもって行政管理庁から農林水産省に対し農業機械に関する行政監察の結果に基づく勧告が行われたところである。

については、今後補助事業により導入する農業機械の適正な導入、効率的な利用の確保等を図るため、特に下記の事項に留意し、管内都府県の指導につき遺憾のないようにされたい。

記

1 国から補助金及び交付金の交付を受けて行う事業（以下、「補助事業」という。）により導入する農業機械の利用面積の審査の適正化従来から特定高性能農業機械の導入を伴う各種の補助事業等の事業計画の認定等に当たっては、その内容が、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 5 条の 2 に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第 5 条の 3 に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下、「導入計画」という。）に即したものとなるよう、特に、利用規模の下限面積（以下、「下限面積」という。）を満たすものであるかどうかを確認するよう指導してきたところであるが、今回、その主旨の一層の徹底を期するため、今後、補助事業等により農業機械を導入するに当たっては、導入計画に定めた機種別、類別ごとの下限面積を審査の基準とすることとし、これにより一層審査を適正に行うこと。

また、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においても、当該機械の利用面積等その利用計画の十分な審査を行うこと。

2 補助事業等により導入する農業機械に係る諸条件の審査の適正化

補助事業等により農業機械を導入するに当たっては、補助事業等の目的等に即し、農業機械の適正な導入等を図るため、農業機械の利用技能を有する者の確保等組織的利用に関する事項、機械利用ほ場のまとまり等ほ場条件及び栽培方法等栽培管理条件について審査の徹底に努めるとともに、特に、転作のための共同利用機械を導入する場合には、米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づく地域水田農業ビジョンとの整合性に配慮しつつ、導入機械の利用計画面積に占める転作田の割合等の審査を今後とも適正に行うこと。

また、既導入機械との調整を励行させるとともに、事業計画の審査に当たって、その調整状況を確認すること。

3 補助事業等により導入した農業機械の利用の確保

農業機械の効率的な利用を図るため、利用計画に即した利用の確保が図られるよう指導の徹底に努めるとともに、特定高性能農業機械等について利用実績が低い場合には、事業主体に対し、自主的に改善方法等を講じさせるよう指導すること。

(4) 補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について

51農蚕第4888号  
昭和51年8月10日  
最終改正 17生産第8217号  
平成18年4月3日

地方農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道知事

農林事務次官

補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について

国の補助事業によって導入される機械の選定については、その適性を期するため、従来から「補助事業によって導入される農業機械の選定について」（昭和40年8月10日付け40農政A第1685号農林事務次官依命通知。以下「旧通知」という。）により指導してきたところであるが、昭和51年度から農業機械安全装備確認対策事業を新たに開始したことに伴い、今後は、補助事業及び農業近代化資金等の制度資金によって農業機械を導入する場合の機械の選定について、下記により指導することとされたので遺憾なきを期せられたい。

また、旧通知は、廃止されたので了知されたい。

なお、「農業機械安全装備確認対策実施要綱」（昭和51年5月21日付け51農蚕第3190号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1の（4）の規定に基づく農業機械化研究所理事長の報告が昭和52年3月以降になることにかんがみ、記の1の（2）及び2の部分については、農林省農蚕園芸局長が別に定める期日から適用することとされたので申し添える。以上、命により通知する。

記

1. 補助事業及び農業近代化資金等の制度資金によって農業機械を導入する場合の選定について

（1）農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく型式検査又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う安全鑑定（以下「安全鑑定」という。）の対象機種以外の農業機械を導入する場合には、型式検査に合格したもの又は研究機構により安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定するものとする。

なお、安全鑑定の対象機種以外の農業機械を導入する場合には、当該機械の性能及び耐久性に関する試験研究の結果、当該機械の使用実績等を適正に勘案し、選定に遺憾なきを期するものとする。

（2）型式検査又は安全鑑定の対象機種以外の機種以外の農業機械を導入する場合には、当該機械の安全性、性能及び耐久性に関する試験研究の成果、当該機械の使用実績等を適正に勘案し、選定に遺憾なきを期するものとする。

（3）農業機械を試験研究、実験等の目的に供するため導入する場合には、（1）及び（2）によらないことができるものとする。

2. 経過措置

型式検査又は安全鑑定の対象機種又は基準に変更があった場合における当該変更に係る機種以外の農業機械については、農林水産省生産局長が当該農業機械の流通状況等を考慮して別に定めるところにより取り扱うものとする。

(5) 農業用機械施設補助の整理合理化について

〔 5 7 予 第 4 0 1 号 〕  
〔 昭 和 5 7 年 4 月 5 日 〕  
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

改正 昭和 60 年 4 月 5 日 60 予第 2 8 3 号  
改正 昭和 62 年 5 月 20 日 62 予第 3 8 7 号  
改正 平成 5 年 3 月 31 日 5 予第 1 8 4 号  
改正 平成 9 年 4 月 1 日 9 予第 2 1 6 号  
最終改正 平成 14 年 4 月 1 日 13 予第 5 3 5 号

昨今、行財政の合理化、効率化の見地から補助金等の整理合理化について強い要請があり、農業助成についても、補助金等の整理、統合・メニュー化、補助内容の見直し・重点化等が求められている。また、行政においても、昭和 56 年 8 月 25 日に「行財政改革に関する当面の基本方針」が閣議決定され、その中において補助金等の整理合理化の方向が示されたところである。

このような状況に対処するため、農林水産省においては、昭和 57 年度予算において補助金等を大幅に統合・メニュー化する等補助金等についての見直しを行ってきたところであるが、この度その一環として、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点からより一層の整理合理化と補助対象の明確化を図ることとし、下記の通り補助対象とする範囲の基準を定めたので、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、各補助事業の実施要領等に、農業用機械設備の補助についてはこの通達による旨を規定することとされたので、留意されたい。

これと関連して、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金のうち農業用機械施設に対する融資枠を増加することとされたので、申し添える。

また、この通達の制定に伴い、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 予第 2 6 5 号農林水産大臣官房長通達）は廃止したので、御了知ありたい。

おって、貴管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業用機械のうち、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。その他の農業用機械については、地域における普及度等を考慮して対象作目等ごとに関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限り補助対象とする。
- 2 農業用施設のうち、温室、畜舎、サイロ、果樹棚等の個別経営になじむ施設については、補助対象としない。ただし、当該施設が実験展示又はモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるもので、関係局庁の長が別に定める共同利用施設に限り補助対象とする。
- 3 1 及び 2 にかかわらず、農用地造成により創出された大規模経営に係る機械施設及び公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は、補助対象とする。
- 4 1 及び 2 にかかわらず、地域による機械施設の普及度等を考慮し、次の事業に係る共同利用機械施設は、補助対象とする。
  - (1) 沖縄、南西諸島対策事業
  - (2) 活動火山対策事業
  - (3) アイヌ農林漁業対策事業